

毎週火曜日発行(但休日にとり替は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和二十六年年度にかかる総務部定期監査の結果

監査公告

監査公告第八十六号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十六年年度にかかると総務部の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和二十八年六月二十三日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉

木 南 貞 治

加 藤 定 治

角 田 健 太 郎

監査執行課名 執行年月日

秘書課	昭和二十八年一月十二日
総務課	同日
人事課	同 年一月十三日
會計課	同 日
地方課	同 年一月十四日
企画課	同 日
財務課	同 年一月十六日
統計課	同日

知事室秘書課 昭和二十八年一月十二日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

木 南 貞 治

監査概況

一 当課は知事、副知事の多岐に亘る県行政を円滑に遂行でき得るよう来客の応待、調整、県内外出張計画並びに随行等秘書的諸事を担当しているが、最近特に面接による陳情、折衝が多いので、知事、副知事が県行

政をより円滑に遂行し得るよう秘書課として一層面接の調整に積極化を望む。

二 多数の外来者に対する応接の心構については、昨年監査で要望したところであるが、庁内外で兎角批判され勝ちにつき特に注意が肝要である。

なお知事、副知事の一般決裁文書が遅延する傾向にあるので計画的事務処理が緊要であり、行事予定の遂行により事務処理に遺憾なきを期されたい。

三 経理その他一般事務は一応整理されていたがなお不十分なものがある。特に次の諸点については留意されたい。

(1) 知事、副知事宛の陳情書、請願書の措置願末の記録を整理し置くこと。

(2) 行事予定並びに知事その他重要会議の記録程度は整備すること。課としての日誌も備付けられたい。

(3) 自動車使用の際要求票を発行し運行の円滑を期されたい。又出張命令と自動車運行と相違せるものがあつた。

(4) 随行の中途職員の変更は不経済につき極力避けること。

(5) 一般に文書の編綴が粗雑と認められた。

総務課 昭和二十八年一月十二日監査

監査委員 岸本 政嘉

木南 貞治

監査概況

一 当課は一昨年十月機構改革に伴い、従来の広報文書課の外に渉外課並びに会計課所管に係る現業々務(自動車、電話、守衛、小使)を分掌し、広範多岐に亘る事務を総合的に執行している。

二 広報事務については、刊行物の発行により県行政を広く県民に浸透せしめるため県民時報を月一回乃至二回一四、五〇〇部宛発行し一〇世帯一部当り、又広報とつとり壁新聞を各二、〇〇〇部あて一〇回印刷し各市町村にそれぞれ配布しているが、これが浸透に徹底を欠く憾があるので、各地方事務所及び市町村広報員

の積極的活動を促進し、県行政を広く県民に周知徹底せしめることが緊要と認めるので一層の配意を望む。

三 現業々務中自動車は現在乗用車十一台(東伯、西伯地方事務所、東京事務所各一台含む)であり、大半が老朽車で故障続出し、需要に応じられず、全機能を發揮していない。絶えず何台かは修理工場に入っている現状は甚だ遺憾である。従つて修繕料も年間百九十五万余円を費消しているが、これ等を考慮すれば新車に切替ることが得策とも思はれるが財政的見地からして至難であるので、補導所に修理工場を併設する等のことも思考するので、関係機関の検討を望む。なお当課所管外の県有乗用車が三台あり、逐年増加の傾向にあるが、配車の円滑、経費の節減、車両の保全、勤務の軽重等からして統一管理することが適策と認められるので実行を望む。また自動車修理に關し遺憾な点があるので、特に検査検収の厳正執行を望む。

四 法令審査事務は新規の条規規則等については厳密に審査しているが、現行規定については実情に即しない

ものがあるので改廃するようにされたい。

五 昭和二十六年度中は庁舎内の盜難事故が続発し憂慮されたが事後対策として守衛を増員し、晝夜の別なく監視警戒に当らせ盜難及び火災の未然防止を期していることは結構である。なお庁舎周囲に外柵を設け、通門以外夜間の通用を制限することは必要であるので考究されたい。

六 庁舎狹隘にもよるが外来者の休息室がないので廊下又は事務室において面接応待している状況は事務能率上からしても一考を要する。また庁舎内外各室共清潔整頓がよくないので督励が望ましい。最近県民室設置を計画しているようであるが実現方要望する。

七 経理その他事務の処理状況は概ね良好であるが左記事項については留意されたい。

(1) 公報発行に伴う収入措置が適当でない。即ち年度末一括調定となり未收繰越しているが、その都度又は年間を区切り調定収入すべきである。

(2) 物品購入修繕に際し検査検収は物品出納員が証明

しているが自動車修繕に当つては技術者に立会検査
検収なさいしめ出納の適正を期するよう留意のこと。

人事課 昭和二十八年一月十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

一 当課は、職員の人事管理、任用配置、給与及び福利
厚生並びに職員定数の決定配分、行政組織等人事全般
に関する極めて広範な事務を管掌し円滑に処理してい
るが、監査の結果なお不十分な点、今後改善是正又は
研究すべき点を認めるので留意されたい。

二 人事は予算とともに県行政事務遂行の基盤をなすも
のであるが、昭和二十六年度における定数の決定及び
配当状況を見ると合理的基礎資料に基いて処理したも
のと認め難く、従来の隋性によつて現員をもととして
安易な調節をはかつている程度に過ぎず合理性に欠け
る憾みがあるので今後根本的に検討すべきである。適
切な処理ができない原因は職員費の充当財源に制約さ

れる結果事業費支弁職員に対する主務課との調整が容
易でないこと、人件費予算が統合されず細分化されて
いること、各部署及び出先機関の事務事業の実情把握
が充分でなく人事配当の基礎資料に乏しいこと等が挙
げられると思うが、人事課は単に純果費職員のみのも
節に吸々としている実情のようで遺憾である。もつと
も最近はこの点について検討を加え予算についても
も人件費の統合するなど漸次一元的管理に努力してい
ることは結構である。

三 事務効率化をはかるため能率係を設け、行政組織、
事務委任、職員の資質向上その他能率に関する調査研
究に当り、県庁機構の整備、代決専決規程の制定を行
うとともに、初等職員の研修、謄写筆耕技術の講習を
実施したが、幹部職員の研修計画は講師の都合上実施
できなかったようである。然しながら寧ろ幹部研修が
緊要と認めるので実施されたい。なお、研修費予算は
極めて少額であるので、十分な効果を挙げるために経
費の確保をはかり、なお常設の研修施設設置も研究す

べきであらう。

四 職員の福利厚生の一環として共済組合の施設誘致に
努力し、鳥取市吉方の県立中央病院分院を二百三十万
円で共済組合に払下げ、久松閣として活用するに至つ
たことは結構である。然しながら本施設の経営に県職
員を配属しこれに処理させているのは一考を要する問
題である。当課の言い分としては経営の不振と果の研
究に利用する便益のため己むを得ぬ措置としているよ
うであるが、研修費等は果費をもつて当然相当額負担
すべきであり、負担を明確にし経営指導に意を用いる
が妥当と考えるので考究されたい。

五 職員の衛生管理は近年積極的となり好ましい傾向で
あるが、結核性疾患による休職、長期欠勤、要休養及
び就業制限者が極めて多い実情にあり憂慮に堪えない。
これが対策に積極的な努力を望む。

六 恩給及び退職手当等の事務は適切に処理しているが、
予算見積に適正を欠き毎年多額の不用額を生じている
点留意すべきである。

七 タイプライター及び謄写印刷は各課でそれぞれ処理
しているが、経費の節減と能率の面から集中管理する
のが得策と考えるので、研究の上善処されたい。

八 経理その他事務の整理は概ね適正と認められたが、形式
的処理に流れる傾向は是止すべきである。即ち、本庁
及び出先機関における超過勤務の審査を行つていなが
実情の把握が十分でない。事務再配分の資料として活
用することも考えるので、留意を望む。

会 計 課 昭和二十八年一月十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

一 本課は、昭和二十六年十一月の機構改革により、電
話、自動車、その他業務は総務課に移され、現在庶務、
收支、審査、用度、国費の五係となり課長以下職員五
十二名の職員で会計出納事務に終始しているが、陣容
の貧弱に加えて担当職員の異動激しく、稍々もすると
事務が停頓しがちの憾がある。会計出納事務は厳正適

確に行うことは勿論であるが、事務処理の迅速もなおざりに出来ない事柄であり、担当職員の素質向上のため不断の研鑽について特に意を用いると共に、経験者に対しては不必要に大巾な異動は慎しむべきである。

二 各隣については、予算執行部門と出納部門とは確然とした区分がなく、出納員は純然たる出納事務以外に執行部門としての業務も兼ね行わねばならない現状である。ために出納員の業務は複雑多岐となり多忙を極める結果となるにも拘らず、待遇は一般職員と何等異ならず、寧ろ不遇に近い。優秀なる出納員を得るためにも、また責任度、事務量からしても出納員の待遇改善について主管課として強力な対策と考究配意が望ましい。

なお出納事務上種々の隘路打開につき茨城、神奈川、静岡、鳥根の各県で実施中の地方出納室設置は執行部と出納部の完全分離によりその成果を見るべきものがあると思料される。なお未設置各県においても準備中のようであるが、本県においても既設県の状況を詳らかに検討し設置について研究配慮が肝要と認める。

三 税外未収金の徴収については毎回の例月出納検査の際指摘要望している事柄であるが、当該年度中に収納出来ず過年度収入として累積増加している傾向にあり遺憾である。該事項につき幸い昭和二十八年一月より「地方自治法第二百五条第三項の規定による手数料及び延滞金条例」が施行され今後は解決する問題と思料するも、未収額の中には徴收不能のものも含まれているようであり、これ等は関係部課と連携し、厳格な調査を行い夫々整理すべきであり徒らに未納額を増大することのないよう留意すべきである。

四 経理その他事務の処理状況は良好なるものと認めた。

地方課 昭和二十八年一月十四日監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 " 山 上 聆 鏡
 " 木 南 貞 治

一 当課は地方事務所の運営指導、市町村行財政の指導

監督、並びにボツダム政令による諸調査、私立および各種学校の管理、消防関係等市町村に関する業務の外各種事務を管掌しており、課長以下三二名の職員は一致協力し、執行状況も概ね順調で結構と認めた。

二 地方事務所の権限移譲は最近大巾に行われたようであるが、これに伴う経費と人員は考慮されず、各地方事務所とも県施策の徹底に支障を来しているので、関係課と連携し、計画的早期令達に一層の配意とその方法等についても改善が緊要と認める。

三 市町村財政は年々膨脹し、加うるに事務は益々複雑多岐となり、その運営と指導は重要な事項であり、各事務所ともこれが指導に相当努力しているようではあるが、未だ不十分の憾がある。なお、収入役、事務職員等市町村職員の研修をしているが、これまた諸法令の改正に伴う説明程度に終つている傾向が強いので、地方事務所を指導援助し、実務講習、実地研修等に格段の盡力を切望する。

四 町村合併については相当努力しており、岩美、八頭

兩郡の一部は既に合併し新発足しているが、県下總体的には経費不足等のため一応の計画に止まつているのは遺憾である。もつとも町村合併は短時日に成果を期することは不可能であるので折角努力し市町村民の納得した実効を挙げるべく希望する。

五 昭和二十六年度中における選挙事務の状況は、知事、県会議員、農業委員、市町村長、市町村議会議員等広範な選挙を行い、違反五百余件を出したが、争訟一件に止まつたことは啓蒙指導のよろしきを得た結果である。更に知事、県会議員選挙においては投票率九六パーセントの本県最高の記録であり、県民の自治意欲の昂揚結果と認め欣ばしい。

六 消防制度は消防組織法の制定により自治体消防となり、当課は消防職員並びに団員の教養訓練、施設の拡充強化、機械器具の点検等相当努力しているようである。しかし鳥取大火を始め近時相次いで火災の発生を見、特に官公署の出火の多いことは遺憾である。消防に対する思想の普及を一層なすと共に、火災発生の際

然防止に努力を望む。

七 資格審査及び諸調査の根拠法令が昭和二十七年平和条約発効と同時に廃止となり、当課定員の大半を占める国庫補助職員の自然減員になる運命にあるようだが、現陣容に対し多数の削減は今後の市町村行財政指導ならびに事務処理に支障を及ぼすものと懸念するので善処を望む。

八 事務処理は概ね整備されていたが、行政書士登録申請および受験手数料を係員が直接領収しているが手持期間が長いので留意されたい。

知事室企画課 昭和二十八年一月十四日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

〃 〃 山 上 玲 鏡

〃 〃 木 南 貞 治

監査概況

一 当課は県政の総合企画調整をなす推進母体であることは創設当初の目標であるにも拘らず、昭和二十六年

度は国土総合開発法の制定に伴い再指定を受けるための業務に忙殺されたことと、県政の実績概要及び鳥取県公共事業等の刊行物編さん、に当り関係課より各種資料を集し、発行した程度に止まつており、真に総合行政の企画調整即ち県政は如何にあるべきかと云つた企画面の結論がでていないことは甚だ遺憾である。創設趣旨に副つて総合的見地から企画立案し、知事の施策を効率的且つ強力に遂行し得るよう各部署の調整に一段と配意が肝要である。

二 当課機構については、前回監査にも言及している処であるが、総務部に所属しているため知事室として運営するという意図にもかかわらず縦横の連絡調整さえ意のままにならず、自主的な総合企画ができず各部署の計画を取纏める程度で消極的に終つている。設置目的を達成させるためには知事直属の強力な機関として県行財政を総合的見地から検討し、これを進展させるべきである。なお部課長会議を活用し、意見の交換又は県政の実態把握等をなし、机上計画に陥らないよう

根本的考究を望む。

三 知事に対する陳情書及び請願書はそれぞれ関係部課に処理させているが、従来の取次のな処理を是正すべきである。また企画面にも考慮されていない憾がある。折角県政の動向を把握する好資料であり慎重処理を望む。

四 当課所管に係る東京事務所の充実に關しては毎回監査の都度言及しているが、事務連絡並びに宿泊施設の域を脱し得ない現状であり本県行財政の国庫依存度から見ても当所に事務的連絡は固より行政的分野をも開拓させ有効適切に運営させるよう配意すべきが緊要と認む。

五 経理その他事務の処理状況は概ね良好であるが次の事項は特に留意すべきである。

- (1) 刊行物「鳥取県公共事業」発行計画を中途変更したとは言え予算額(印刷製本費)四十四万円に対し六十万円の契約をしているのは妥当でない。
- (2) 右に伴い五十五部を有償で払下げ代金十一万円を

印刷業者に直送しているが、正規の収入措置を講じ処理すべきである。

財務課 昭和二十八年一月十六日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

一 当課は、昭和二十六年十月県庁機構改革により従来の財政課と税務課を統合して財務課とし、県議会及び県財政に關する事務、県有財産の取所管理並びに県税に關する事務等重要な事務を分掌しておりその運営は極めて困難であるにも拘らず少数の職員を以て概ね円滑に処理しているものと認められたが、当課の事務は県行政全般の基幹をなすものであり一層の努力を望むと共に、監査委員が各部署の監査及び決算審査の結果を指摘し又意見を述べておるように、あらゆる角度から改善に留意されたい。

二 近年県財政は窮迫の一途をたどりその運営は益々容易ならぬものがあるが、当課は財政の健全化に苦心し

收支の均衡保持について特に努力を傾けていることは洵に結構である。然しながら予算編成において既に無理を生じ、執行に当つて諸般の事務並びに各種事業の遂行に支障を来し、或いは予算効果の著しく低下のもの等見受けるので、眞に県民の福祉増進に寄与し、最少の経費で最大の効果を挙げることに格別留意が肝要と認める。

三 議決予算の執行に対しては特定財源の収入状況と睨み合せて各四半期毎に主務課に予算令達しているが、中には時期を失して支出効果を低下している経費もあり、特に公共事業費等においては年度近くまで約四割を執行抑制したため随所に不当支出を招く結果となり多額の出納長保管金を認めたことは遺憾である。予算の編成における科学的且つ合理的な査定資料の整備並びに実情把握とともに各種事務事業を助長するためには均分令達を避け内容に応じ早期適切な令達をなすことが効果的と認めるので充分配慮されたい。

四 本県財政は極めて自主性に乏しく、国庫依存度が高

いので、国庫支出金と共に地方財政平衡交付金の確保如何が県行財政を支配すると云つても過言でなく洵に憂慮すべき実情である。当課は地方財政平衡交付金及び県債に関する事務を担当し、県主脳部及び関係者と共に絶えず中央に対する折衝を続け地方財政平衡交付金十一億八千三百四十二万九千円(普通交付金一、〇八三、三一二、〇〇〇円、特別交付金一〇〇、一一七、〇〇〇円)を確保し、二億七千五百四十四万一千円)の起債認可を受けているが、特に平衡交付金の獲得折衝については東京事務所の強化活用をはかり一層の成果を挙げるよう留意が肝要である。

五 県税の賦課徴収は各県税事務所及び地方事務所が行つており、当課は課税の公正適正化を期するための各所間の権衡調査、徴収実績の把握と促進指導並びに陳情及び異議申立の処理等の事務を適切に処理しているが、県税の滞納額が多くまた各所間に課税事務の統一に欠ける事例もあるので、税法運営の方針統一に一層留意すべきである。また税務職員の配置の適正化、事

務の研修等についても積極的配慮を望む。なお、各県税事務所及び地方事務所に対する監査結果についても改善指導されたい。

六 県有財産の取得管理並びに処分に関する事務は、当課予算係で整理しているが、現況の把握が不十分であり財産台帳の記録整理状況もよくない。直接管理責任者より定期的に報告を徴し、更に必要に応じ積極的に現地を確認し管理の万全を期すべきである。なお、県有財産の取得管理及び処分に關する事務手続の規程を改正すべきである。

七 経理事務の中陳情経費等の立替払、事後何が多いので改めること。また計画的且つ効果的な支出に留意すること。

統計課 昭和二十八年一月十六日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 玲 鏡

監査概況

一 本課は、統計法に基く指定統計及び各種法令による諸種の統計事務を行つているが、戦後これら統計事務は増大の一途をたどり益々膨張し複雑の度を増している。ために統計印刷物の発刊に稍々迅速を欠く等の憾はあるが概ね円滑に執行されているものと認めた。

二 科学的統計資料が県行財政の企画運営上重要な意義をもつことは言をまたないが、当課で行つている業務は殆んど国の委任事務で県独自の構想によるものと云えば県勢要覽、統計書の作成程度で他に見るべきものがないのは遺憾である。本庁各課はそれぞれの立場により各種の統計調査をしており中には類似の事項を二課或は三課が別々の立場から調査を行つている場合もある。ので各部課との連絡を密にするは勿論これを一元的機関に纏めることが時間及び努力の節約にもなるので関係者の考究を要望する。

三 昭和二十六年十月当課に併設された資料室は、県政に關する統計資料を蒐集保管しその存在価値は見るべきものがあるが、利用状況は左表の如く一部の者に限

定されており遺憾である。これが原因は一般に認識されていなく、備付資料が貧弱な爲である。今後あらゆる機会を捉えて、県関係は勿論各種団体、学校に對

し啓蒙宣傳をなすと共に内容の充実整備を計り部外秘的資料以外は広く一般県民に開放利用せしめるよう努力すべきである。

利用者数	利月別		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	計
	件数	人員															
県庁(舎地方事務所)	一四	一八	四六	五二	二八	三五	四一	五四	八九	一八九	四四	九六	二六二	四四四			
官公署	一五	一五	四	四	一三	一五	四	四	二九	三〇	七	七	六二	六五			
市町村	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
学校	一四	三六	三	五	一四	四一	一六	四四	一〇	一三	一	一	一七	二〇			
各種団体	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
その他	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三六	六二	五五	六四	五五	九一	六九	一一	三九	二五	五六	一〇九	四〇一	六八八			
一日平均	一、六二	七二、三二	七二、三三	七二、三三	八三、〇四	八五、六	一〇、二	二、四	二、八	四、八							

四 経理事務は概ね適正に処理しているものと認めた。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取
鳥取者鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取